

政令第三百二十二号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年十二月一日とする。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。